

平成28年度 就学援助の申請について

大阪市では、子どもたちの学習が経済的な理由で妨げられることのないよう、就学援助制度を設けています。就学援助の申請を希望される方は、別紙リーフレット「平成28年度（2016年度）就学援助制度のお知らせ」（以下『お知らせ』という）を参照のうえ、必要な書類を提出してください。

1. 申請時期 平成28年3月1日（火） ～ 平成28年6月30日（木）

早期申請	平成28年3月1日（火） ～ 平成28年3月15日（火）
※申請理由①番で税情報利用の方と、申請理由⑫番の方は、早期申請はできません。	
一般1（税情報利用）	平成28年3月1日（火） ～ 平成28年5月16日（月）
一般2（書類審査）	平成28年3月1日（火） ～ 平成28年6月30日（木）

- ※「一般1」の申請では、申請者の同意により、教育委員会が税情報の提供を受け審査します。税情報を利用される場合は、必ず所得の申告（平成28年2月16日～3月15日までに）を行ってください。
- ※7月1日以降の申請については随時受け付けますが、認定日は申請受付日以降となり、支給については認定後の学校教材費などが対象になります。なお、入学準備補助金の支給はありません。
- ※認否審査につきましては、学校へ提出していただいた書類をもとに大阪市教育委員会がおこないます。また、審査結果通知は教育委員会より申請者（保護者）の自宅へ郵送されます。ただし、申請者の自宅ではなく、学校への送付を希望される場合はお申し出ください。
- ※審査の結果、否認定となったが、再審査を申し出る場合は事務室へご相談ください。
- ※年度途中で経済状況が変わるなど、新たな事情が発生した場合は、いつでも申請できます。学校までご相談ください。

2. 提出書類

①「平成28年度（2016年度）就学援助申請書兼世帯状況票」（以下『申請書』）

- ・記入については、『お知らせ』の中面をお読みください。
- ・『申請書』は、1世帯につき1枚必要ですが、小学校と中学校など、提出先が異なる場合は学校ごとに提出が必要です。
- ・就学援助の申請の理由により添付書類が必要となる場合があります。『お知らせ』をよくお読みの上、『申請書』の記入をお願いいたします。

※一般1（税情報利用）にて申請の場合、所得に関する証明書は不要ですが、「借家の証明書」や「ひとり親家庭の証明書」などの書類が必要な場合があります。

②「平成28年度（2016年度）入学準備学用品等購入申出書」（新1年生のみ）

- ・入学準備のために購入された物品に対して入学準備補助金が支給されます。その購入物品の内容と金額を確認するために領収書等の提出が必要です。「入学準備学用品等購入申出書」に領収書等を貼付して提出してください。「入学準備学用品等購入申出書」の領収書添付欄に詳しい留意点が記載されていますのでご覧ください。
- ・インターネットを利用して物品を購入した場合の領収書の取扱いについては以下のとおりです。
 - *代引き・・・代金を支払った際に運送会社から交付される「受領書」と「納品書」で領収書の代わりとします。
 - *銀行振り込み・・・金融機関で発行される「振込依頼書・振込受領書」等と「納品書」で領収書の代わりとします。
 - *クレジットカード決済・・・クレジットカード決済であることが記載された「納品書」等を領収書の代わりとします。

※他人の名前の書かれたものや、購入物品の内容がわからない領収書はご利用いただけません。ご注意ください。

③「就学援助費口座振替申出書」

- ・就学援助費の支給につきましては、現金事故防止の観点から、原則として銀行口座への振込による支給を原則としています。
- ・口座の名義は保護者のものに限り、徴収金口座連動を利用される場合もご注意ください。

3. 提出方法

- ・提出方法につきましては『保護者が学校へ持参』、『郵送』のいずれかの方法で提出してください。ご都合が悪い場合は事前に学校までお問い合わせください。

4. お問い合わせおよび郵送先

郵便番号：555－0021

住 所：大阪市西淀川区歌島2－11－9
大阪市立歌島中学校 事務室

電話番号：06－6471－0197